

〔平成26年6月16日～17日〕

第4回定例会

- 小規模多機能型居宅介護施設にヒートポンプ導入
- 日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書を議決
- 憲法解釈変更による「集団的自衛権の行使容認」に反対する意見書を議決

6議員が一般質問で政策論議を展開

平成26年第3回定例会は、6月16日から17日までの2日間開催され、一般質問と、村条例の一部改正や本年度一般会計補正予算などの審議が行われ、原案どおり可決しました。

（傍聴）16日4人
17日0人

条例の一部改正など主なものを掲載します

- 占冠村税条例等の一部を改正する条例の一部改正
地方税法の一部改正に伴うものです。
- 占冠村国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正
課税限度額の引き上げ及び軽減措置の変更に伴うものです。
- 北海道市町村総合事務組合規約の変更
- 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更
加入団体の脱退と新規加入に

伴う変更です。

- 占冠村過疎地域自立促進市町村計画の一部を変更
ロータリー除雪車購入事業及び高齢者福祉施設整備事業を行うため追加されました。
- 村道路線の認定
共同住宅建設及び第2トマム団地舗装工事にあたり村道認定し維持管理するもので、新規認定路線は宮下4号支線他トマム4路線です。
- 動産購入契約を締結することについて
ロータリー除雪車購入にあたり

平成25年度 補正予算 (専決処分)	
～ 第3回定例会 ～	
一般会計 (第10号)	3,900万円減
総額	25億3,210万円⇒24億9,310万円
・ 国保会計繰出金の減など	
国民健康保険 (第4号)	200万円増
総額	1億3,270万円⇒1億3,470万円
・ 国保財政調整基金積立金の増など	
村立診療所 (第4号)	755万円減
総額	9,275万円⇒8,520万円
・ 一般管理費の減など	
簡易水道 (第5号)	11万円減
総額	1億2,360万円⇒1億2,349万円
・ 修繕料の減など	
介護保険 (第4号)	560万円減
総額	1億1,000万円⇒1億440万円
・ 施設介護サービス等給付費の減など	
後期高齢者 (第3号)	210万円減
総額	1,650万円⇒1,440万円
・ 保険料等負担金の減など	
歯科診療所 (第4号)	70万円減
総額	2,390万円⇒2,320万円
・ 医業費の減など	
* いずれも、歳入の確定したものの増減、歳出の確定による不用額の減額が主です。	



村道認定され舗装される路線(トマム)

り、議会の議決を求めるものです。

繰越明許費 3事業を平成26年度へ

過疎集落等自立再生対策事業（総額1150万円）が、平成25年度内に実施、完了できないため、翌年度に繰り越して支出するものです。

平成26年度 補正予算質疑

〔一般会計〕

問 トマムの地域カフェは、事業内容をきちんと精査した上で補助金を計上すべきと思いますが、伺います。(木村議員・長谷川議員)

答 5月19日付けで町内会から支援要請があり、建物の賃借料、光熱水費、電気、水道、ガス、それに備品購入やイベントの開催経費、消耗品費等が一定程度整理をされてきており、事業費の半額を助成するという措置をして

います。(松永英敬企画商工課長)

問 トマムの地域カフェは、住民自らが地域を改革していくということですから、最大限その意思を尊重してスピード感を持って後押しをすべきだと思いますが、村長の意向を伺います。(山本議員)

答 4月の住民懇談会でも多くの方が集まり、切実な生活に直結する問題提起もありました。今やはりトマムは村が支援すべき時期だと思っております、不確定要素はありますが、今回補正予算を計上しま

した。(中村博村長)

問 小規模多機能施設建設工事費6268万円が増額になりました。一番大きな自家発電の2千万円と、共通経費で1300万円の内容を伺います。(木村議員)

答 ヒートポンプには電気を使いますが、宿泊施設を伴っていますので、停電の際の自家発電を追加しました。共通経費は、直接経費の概ね25%ということを決められています。(中田芳治福祉施設推進室長)

度説明願います。(長谷川議員)

答 予算の段階でも通常平均坪単価82万5千円を、96万4千円まで上げたのですが、材料費の上昇、労務費などの上昇で最終的な金額になりました。(中田芳治室長)

問 ヒートポンプに対する社会福祉国庫補助金3400万円の内容について伺います。(小峰議員)

答 すでに内定を頂いています。今後補助対象の金額が下がった場合も、補助率の3分の2は確保されます。(中田芳治室長)

問 道徳教育推進校事業補助金の内容は。(山本議員)

答 文科省の委託事業で道徳教育の抜本的改善・充実にかかる支援事業です。今回中央小学校で実施します。(藤本武教育長)

問 双珠別住民センターの浄化槽工事は670万円と高額ですが内容を伺います。(山本議員)

答 双珠別住民センターは集会所であり避難所でもありますの

で、14人槽の工事になります。(岩谷健悟産業建設課長)

問 老人保護費措置費の増額の要因は。(木村議員)

答 老人福祉法に基づく老人福祉施設の入所に対する措置費で、当該案件が1件生じたことにより増えます。(小尾雅彦保健福祉課長)

問 木工製造基盤強化支援事業の内容は。(山本議員)

答 木工クラフト製造業(しもかぶ工房)の経営を長期間継続させていくために、専門的な技術職を採用し、人材育成を図る事業です。道の補助金が270万円、村からは10万円みえます。(松永英敬課長)

人事案件

教育委員の選任同意

前委員の後任として藤田重之氏を任命することに同意しました。任期は平成29年9月30日までです。

農業委員の推薦

村議会から山本敬介議員を推薦し議決しました。

平成26年度 補正予算

～ 第3回定例会 ～

**一般会計 (第1号) 1億5,680万円増
総額25億4,740万円⇒27億420万円**

- ・小規模多機能施設建設工事費及び地中熱等設備工事費の増
- ・双珠別住民センター水洗化工事設計委託料及び工事費の増など

**国民健康保険 (第1号) 100万円増
総額1億3,500万円⇒1億3,600万円**

- ・一般管理費の増など

**公共下水道 (第1号) 70万円増
総額9,760万円⇒9,830万円**

- ・発電バッテリー購入費及び修繕料の増など

村長の行政報告

○占冠村新規就農

支援協議会

占冠村で就農を強く希望し、今年3月に新得町から移住された今村氏を新規就農希望者として認定書を交付しました。

すでに認定され放牧酪農をめざしている愛橋夫妻は、昨年7月〜今年3月まで鈴木牧場での実習を終え、4月より安田牧場で1年間の実習に入っています。

このほかに平成25年度中の新規就農に関する問い合わせは、村内での親族継承相談1件のほか4件、計5件の相談がありました。

○住民懇談会

春の住民懇談会を4月14日から4月22日の間、村内6か所で開催しました。

昨年秋の住民懇談会は実施できず、雪解け直後に開催した事もあり、ほとんどの会場で例年より多くの参加者がありました。

要望の内容は、各地域の状況

を反映しており、多様な要望が寄せられました。

緊急を要する案件につきましては既設の予算または補正予算等で対応してまいります。

○占冠ふるさと活性化

推進委員会

集落対策の中心となっている占冠村ふるさと活性化委員会（会長・企画商工課長）が開催

され、平成25年度の事業実績・収支決算と平成26年度の事業計画・収支予算について審議され、それぞれ承認されました。

平成26年度の事業がスタートしていますが、貴重な意見や助言を踏まえ今年度の集落対策を進めていきます。

○公募型プロポーザル

5月16日に公募型プロポーザル2件を実施し、審査委員による選定委員会を開催しました。

1件は、中央宮下地区に建設予定の占冠村民間賃貸共同住宅等建設促進事業です。11月30日を引き渡しの期限としたもので、2社から提案があり、株式会社橋本川島コーポレーションが契約予定者に決定しました。

もう1件は、占冠村自然活用

村（二ニウキヤンプ場）環境整備及び受付業務委託事業で、2社からの提案がありました。選定の結果、NPO法人占冠・村づくり観光協会を契約予定者として決定し、5月22日に業務委託契約を締結しました。



賃貸住宅の建設予定地(宮下)

○酪農学園大学

「地域総合交流に

関する協定」

平成23年6月6日に酪農学園大学と「地域総合交流に関する協定」を締結し、3年が経過するため理事長、常務理事、学長を表敬訪問しました。

本年度における猟区設定、今後における野生鳥獣・自然環境も含めた野生動物園の管理には酪農学園大学の協力が必要となっています。引き続き学・官の連携をしていきます。

総務産業常任委員会

村内所管事務調査

(5月22日調査)

調査は、村長、各担当者の同行により、現地で説明を受け実施しました。

○アリスラップ地区村有林現地調査について

現在アカエゾマツとケヤマハンノキの17年生の混植林分で、将来、主林木のアカエゾマツの一斉林に育成するため、今後、ケヤマハンノキを列状間伐、併せてアカエゾマツの成長に支障となる木を伐採する予定です。

伐採により搬出されるケヤマハンノキはなめこ（キノコ）の原木利用に、天然林は一般用材パルプ、これ以外は薪に利用されます。



○占冠中央小学校地先復旧治山工事完成状況

傾斜地の法面保護及び景観維持のため、樹林を保全した斜面安定工法（ノンフレーム工法）での施工を実施。

特に問題はないが、今後は土砂災害防止法に基づく特別警戒区域指定地（レッドゾーン）から警戒区域（イエローゾーン）に緩和されるようすみやかに関係機関に要請することを確認しました。

